

平成25年(ワ)第5815号 地位確認等請求事件

原告 吉井 康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外2名

証 拠 説 明 書

平成25年9月24日

大阪地方裁判所 第5民事部4係 御 中

原告訴訟代理人弁護士

関 川 信 也



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲12	メールの文面 写し	H14.11.25 ～ H15.3.18	原告、 草福弘樹、 樋口克次、 大山裕美、 北村實	原告が一時期2部科目を担当しなくなったのは、原告が辞退したのではなく、被告大学側の一方的な通告によるものであったこと。
甲13	別事件における主張書面 (1)	H17.4.21	被告ら代理人	被告大学の特任教員任用手続において、特任教員推薦委員会の審査及び教授会の選考が形式的であること、平成17年までに被告大学において特任教員任用申請者が理事会で拒否された例は存しないこと

Sweden 研究留学期間中における執行部・教務部との e-mail によるやりとり

送信者 : Yasuo Yoshii
日時 : 2002年11月25日 22:47
宛先 : kusafuku (草福 弘樹)
件名 : 来年の講義スケジュールなどについて

草福 弘樹様

大変ご無沙汰しています。

セメスターのスタートに伴い、今年は大変なご苦勞であったと推察しています。

ところで、草福さん、次の件について心配をしております。有効な情報をくださいませんか。

- ・来年の講義計画の提出期限は何時でしょうか
- ・来年の講義日程について、一昨年の私の講義スケジュールが帰国後も可能でしょうか。

(対外活動からの大学への貢献のウェイトを高めたいと考えて、国際コンサルタントの資格を日本を出発する前に取得しました。これは4月1日づけの官報で公示されていると思います。そのため、可能な限り、出国前と同じような講義の曜日と時間帯で頑張れば、と考えているのですが、可能な限り、ご配慮ください)

以上の2点です。

お忙しいでしょうが、是非、ご担当の方からでも私宛に e-mail をくだされば、と思います。

よろしく願います。

吉井康雄 拝

送信者 : 草福 弘樹
日時 : 2002年11月26日 19:47
宛先 : yasuo.yoshii@eri.uu.se
件名 : Re:来年の講義スケジュールなどについて

吉井先生

こんにちは。

こちらこそご無沙汰しております。

イエーテボリでの生活はいかがですか？

さて、問い合わせをいただきました以下の2点について回答させていただきます。

- 1) 来年の講義計画の提出期限は「1月17日」の予定です。
 - 2) 来年度の担当科目・コマ配置については、まだはっきりとした回答を学部から連絡いただいておりますので金曜日以降にご連絡させていただきたいと思っております。
- 2001年度と全く同じコマ配置で開講することは難しいのではと考えております。
- 2003年度から第1部の全学生がセメスター制に移行することが決定しております。ただし、必修科目の再履修については「旧カリ科目名」を新カリ科目の「春・秋」にかぶせる形式で開講することになると思います。また経営情報学部生の「情報管理論」は新カリでは対応する科目がなく不開講扱いとすることが経営情報学部で決定しております。
- またはっきりとしたことが決まりましたらメールにてご連絡させていただきます。

以上、よろしく願います。

大阪経済大学
教務部 草福弘樹

送信者： 樋口克次 (guchi)
日時： 2002年11月27日 12:00
宛先： yasuo.yoshii@gri.gu.se
件名： 2003年度科目担当の件

吉井先生

いかがお過ごしでしょうか。あっという間に2/3が過ぎようとしています。
研究や生活は順調でしょうか。
くれぐれも健康にご留意いただき残りの生活を充実してお送りください。

さて標記2003年度の科目担当と開講曜日、時限の決定の件ですが、
先生の予定されるご担当科目は以下のとおりです。
I部 経営情報論2単位(春学期)、情報バリューエンジニアリング2単位(秋学期)
I部 経営情報システム論4単位(春学期)
I部 演習I 2単位(秋学期)
II部 情報経営論I 2単位(春学期)、情報経営論II 2単位(秋学期)
合計3.5コマです。

以上の科目の開講曜日と開講時間に関する希望をお送りください。
なお経営情報システム論4単位は、週2回開講です。
過年度の開講曜日実績を判断いたしますと、金曜日1限目と土曜3限目のセット開講です(春学期のみ)。
その他の科目は週1回の開講ですので、従来どおりとなります。ご希望の時間帯をお知らせください。
なお金曜日は1限目のみ開講可能です。
II部につきましては可能ならば土曜日の開講をお願いいたします。
できるだけ早急にご返事をお願いいたします。

失礼いたします。

カリキュラム委員長 樋口克次

From: Yasuo Yoshii [mailto:yasuo.yoshii@gri.gu.se] Sent: Wednesday, November 27, 2002 6:00 PM To: 樋口克次 (guchi) Cc: 草福弘樹(kusafuku)
Subject: Re: 2003年度科目担当の件

樋口克次先生

早速ご連絡ありがとうございます。

こちらでの研究も皆さんの好意のもとで楽しく過ごさせていただいています。また、義父の葬儀に関しては皆様のご配慮に感謝しております。

いくつかご確認したいことがありますので宜しくお願いします。

- (1)従来の情報経営学は春学期「経営情報論」と秋学期「情報バリューエンジニアリング」で理解していますのでこれはOKです。
- (2)情報ネットワーク論は「情報ネットワーク論1」と「情報ネットワーク論2」であったと思います。これは、春学期2単位、秋学期2単位のはずです。私はこちらに来るときに秋の教授会でこれら(1)と(2)については、念を押して確認し、当時副学部長の樋口先生も了解されていたはずです。
- (3)情報管理論は、経営情報学部は不開講ということは、私が教務委員のときから了解事項です。経済学部のほうは開講されますから、この件は私の教育担当分野ですから、決して手続きを忘れないようにしてください。多分、経済学部生には(1)と読み替えされるとおもいますが。

- (4)経営情報システム論4単位(春学期)は私の担当科目ではありませんが、どなたかと間違っていないか。
(5)演習 I 2単位(秋学期)は了解しました。
(6)Ⅱ部の土曜日の開講の件は了解しました。

しかし、私の件はさておき、土曜日の開講の件は私が教務委員をしているときに数年先まで割り当てをしたのではありませんか？

- (7)開講希望をご連絡します。

>過年度の開講曜日実績を判断いたしますと、金曜日1限目と土曜3限目のセット開講です(春学期のみ)。

●一昨年の講義担当状況

これは、経営情報システム論のことかもしれませんが、私の専門領域の1つであることは間違いありませんが、僕の記憶にない情報です。教務委員をしていたときもご担当の先生は誰かきづきませんでしたか、私が来る以前から担当されている外部の非常勤の先生ではないですか。

>その他の科目は週1回の開講ですので、従来どおりとなります。ご希望の時間帯をお知らせください。

●一昨年の講義担当状況

木曜日情報経営学(情報管理論)(3時間目と記憶)卒論ゼミ(4時間目と記憶)これは逆かもしれませんが
金曜日情報ネットワーク論(1時間目)情報経営学(情報管理論)(2時間目)

●来年の開講曜日の希望

木曜日 春学期「経営情報論」と秋学期「情報バリューエンジニアリング」(経済学部生には情報管理論と読み替えになるはず)

(1時間目から5時間目のいずれかから2つの時間帯を選択して下さって結構です。例えば、1時間目と3時間目)
演習 I 2単位(秋学期)(4時間目か5時間目がありがたいです。なお、コンピュータを利用しますのでよろしく。)

土曜日「情報ネットワーク論1」「情報ネットワーク論2」(2時間目)

情報管理論(Ⅱ部)できるだけ早い時間帯を希望)

以上です。よろしくお願ひします。

送信者： 草福 弘樹
日時： 2002年11月28日 16:54
宛先： vasuo.yoshii@eri.u-sei.ac.jp
CC： 大川 裕美: yuchi@osaka-ue.ac.jp
件名： Re: 2003年度科目担当の件

吉井先生

いつもお世話になっております。

コマ配置の件がありましたので、樋口先生の代わりに草福からご回答させていただきます。

>(3)情報管理論は、経営情報学部は不開講ということは、私が教務委員のときから了解事項です。経済学部のほう
は開講されますから、この件は私の教育担当分野ですから、決して手続きを忘れないようにしてください。多分、
経済学部生には(1)と読み替えされると思いますが。

★経済学部での開講の件ですが、まだ正式には経済学部から「開講」の連絡をいただいていないのが現状
です。

また、経済学部でも吉井先生にお願いしたいとなった場合、第1部の科目は原則新カリ科目に移行(旧カリ
学生もセメスター制に移行)するため、経営学部と同一科目名での受講となります。当然、経済学部でも半
期完結2単位科目です。

>(4)経営情報システム論4単位(春学期)は私の担当科目ではありませんが、どなたかと間違っていないか。

★これは確かに誤りで「吉井先生」のご担当ではありませんでした。

>(6)Ⅱ部の土曜日の開講の件は了解しました。

しかし、私の件はさておき、土曜日の開講の件は私が教務委員をしているときに数年先まで割り当てをしたのでは
ありませんか？

★この件は2001年10月の経営学部教授会で「2002年度から経営学部では土曜日ローテーションの担当者は
割り当てない」ことになっております。

> ●来年の開講曜日の希望

- > 木曜日 春学期「経営情報論」と秋学期「情報バリューエンジニアリング」(経済学部生には情報管理論と読み替えになるはず)(1時間目から5時間目のいずれかから2つの時間帯を選択してください。例えば、1時間目と3時間目)
- > 演習 I 2単位(秋学期)(4時間目か5時間目がありがたいです。なお、コンピュータを利用しますのでよろしく。)
- > 土曜日「情報ネットワーク論1」「情報ネットワーク論2」(2時間目)
- > 情報管理論(Ⅱ部) できるだけ早い時間帯を希望)

★次年度から第1部で全学的にセメスター制に移行する為、昨年度以上に時間割編成において混乱している状況で、まだ科目の担当者が正式に決定していない学部があります。よって、コマ配置の確定についてはもう少しお時間をいただきたく思います。

できるだけご希望に添えるよう調整したいとは考えております。

私からの回答においてご不明な点は樋口先生にお問い合わせ下さい。

以上、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、2003年度の時間割編成担当は大山さんと草福が担当しております。

お知らせまで。

大阪経済大学

教務部 草福弘樹

送信者: Yasuo Yoshii
日時: 2002年11月28日 19:03
宛先: 草福 弘樹
件名: Re: 2003年度科目担当の件

草福 弘樹様

丁寧なご回答、ありがとうございます。
よろしくお願い致します。

吉井康雄 拝

From: Yasuo Yoshii [mailto:yasuo.yoshii@gri.gu.se]
Sent: Thursday, November 28, 2002 7:28 PM
To: 樋口克次(guchi)
Subject: Re: 2003年度科目担当の件2

樋口克次先生

先ほど教務のほうから連絡があり、了解しました。
僕は樋口先生ほど厳しくないですよ(笑！)
僕の信条の1つにてらして判断しているだけです。今回のケースでは、公平無私、公明正大です。
これは自分に対する注意なのです。

こんごとも宜しくお願いします。

吉井康雄 拝

送信者： 樋口克次 (euchi)
日時： 2002年11月27日 20:35
宛先： Yasuo Yoshii
件名： 2003年度科目担当の件2

吉井康雄先生

早速のお手紙ありがとうございます。
現在20時30分です。先生のご質問に正確に答える人的、能力的な条件にかけております。
誠に申し訳ございませんが、明日昼に調査いたしましてご返事させていただきます。
よろしく願いいたします。

樋口克次

PS. 先生の厳しいご質問に、思わず先生のお顔を思い出してしまいました。
お帰りになるのが楽しみやら、恐ろしいやら。
失礼いたします。

送信者： 樋口克次 (euchi)
日時： 2002年11月28日 21:04
宛先： Yasuo Yoshii
件名： ありがとうございます

吉井先生

ありがとうございます。
くれぐれもお体に気をつけて、大切な時間をお過ごしください。
また何かあればいつでもメールしてください。
失礼します。

樋口克次

送信者： 大山 裕美
日時： 2002年12月16日 15:56
宛先： yasuo.yoshii@eri.uo.se
件名： 2003年度『履修のてびき』について 1216

吉井 先生

大阪経済大学 教務部の大山です。いつもお世話になっております。お元気でいらっしゃいますか？
さて、標題についてのご依頼です。ご参考として「2002 年度 履修のてびき」の原稿を添付いたしますので、お手数
ですが、2003 年 1 月 16 日(木)までにメールにてご提出をお願いいたします。

~~~~~

大山裕美 Oyama Hiromi  
大阪経済大学 教務部

---

送信者： Yasuo Yoshii  
日時： 2002年12月16日 21:48  
宛先： 大山 裕美  
件名： Re: 2003年度『履修のてびき』について 1216

大山裕美さんへ  
了解しました。  
吉井康雄

---

送信者： Yasuo Yoshii  
日時： 2002年12月16日 22:53  
宛先： 大山 裕美  
件名： Re: 2003年度『履修のてびき』を送付(吉井康雄)

大山さんへ

履修の手引きを送付します。

気になるところがあれば、e-mailください。

わたしのほうで気になることがあるので、その情報をくださいますか。

(1)セメスター移行に伴い、講義内容をどのように進めるべきかを考えておくべき時期にきているのですが、それに関する情報として、下記の情報をいただけませんか。

(a)前半と後半のセメスターでの講義回数とタイムスケジュール(年度計画?)

どのようなストーリーの展開で講義すべきかを考えておきたいためです。

(b)担当科目の講義計画はいつまでに、どのような書式で提出するのか

以上です。よろしく願います。

吉井康雄

---

送信者： 大山 裕美  
日時： 2002年12月17日 9:52  
宛先： yasuo.yoshii@eri.eu.se  
件名： Re: 2003年度『履修のてびき』を受け取りました。

吉井 先生

早速お送り下さりまして、ありがとうございました。

ご担当科目について1点確認させてください。

Ⅱ部『情報管理論』(経営学部)は新カリ科目『情報経営論Ⅰ』『情報経営論Ⅱ』に対応しますので、『情報経営論Ⅰ』『情報経営論Ⅱ』も加筆しておいた方がよろしいでしょうか?なお、Ⅰ部『情報管理論』(経営情報学部)は不開講となります。

先生からご質問のありました来年度の講義回数について蕎麦谷部長に確認しましたところ、「学年暦は決まっているが、さらに行事等が入ると予想されるため各学期13回程度になるだろう」とのことでした。学年暦を添付いたします。

【講義計画】のスケジュール等につきましては担当の藤原さんからの連絡をお待ちください。

また何かご質問などがございましたら、メールをいただけますでしょうか。

こちらは年末が近づくとつれ、何か慌しくなってきました。どうかご健康にご留意ください。

2002.12.17

大阪経済大学 教務部

大山 裕美

---

送信者： Yasuo Yoshii  
日時： 2002年12月17日 20:15  
宛先： 大山 裕美  
件名： Ⅱ部『情報管理論』の新名称、確認のお願い

大山さんへ

早速ご回答ありがとうございます。

1つ、確認すべきことができました。それは大山さんの疑問と同じです。

> なお、Ⅰ部『情報管理論』(経営情報学部)は不開講となります。

→了解事項です。経営情報学部はこの分野の担当学部ですから、求められる視点からの講義が必要と感じていたのがありがたいことです。

> Ⅱ部『情報管理論』(経営学部)は新カリ科目『情報経営論Ⅰ』『情報経営論Ⅱ』に対応しますので、『情報経営論Ⅰ』『情報経営論Ⅱ』も加筆しておいた方がよろしいでしょうか?

→疑問があります。

その前に、再確認しておくべき事項です。この部分は草福さん、樋口先生に確認しているので、まず問題ないと思っています。

I 部担当科目

(旧名称)情報経営学—>(新名称)「情報経営論」「情報バリューエンジニアリング」

(旧名称)情報ネットワーク論—>(新名称)「情報ネットワーク論Ⅰ」「情報ネットワーク論Ⅱ」

経済学部の情報管理論は、私が担当するのであれば、(新名称)「情報経営論」「情報バリューエンジニアリング」に準じると思いますが、どなたか別のかたが講義される場合は、経済学部の趣旨にそうべきでしょう。

確認しておくべき事項は、

II 部担当科目

(旧名称)情報管理論—>?

私が教務委員を辞するとき、シラバス移行に伴う科目名称変更については、コース担当の山田先生(カリキュラム委員)、二宮前学部長、青水先生には書類で手渡した、と記憶していたのですが、随分昔のことで記憶にありません。

この記憶の延長では、当然、次のようにしておいたはずですが。

(旧名称)情報管理論—>(新名称)「情報経営論」「情報バリューエンジニアリング」

この情報管理論に対して、『情報経営論Ⅰ』『情報経営論Ⅱ』への変更は私にははじめて聞く科目名称で、「情報経営論」「情報バリューエンジニアリング」の間違いだと思います。一度、私どもの学部のカリキュラム委員に確認していただけますか。

なお、私のほうからもカリキュラム委員長の樋口先生に確認しましょうか？

宜しくお願いします。

吉井康雄

---

送信者： Yasuo Yoshii  
日時： 2002年12月17日 20:34  
宛先： 大山 裕美  
件名： Re: 2003年度『履修のてびき』を受け取りました。

---

大山さんへ

> II部『情報管理論』(経営学部)は

> 新カリ科目『情報経営論Ⅰ』『情報経営論Ⅱ』に対応しますので、

> 『情報経営論Ⅰ』『情報経営論Ⅱ』も加筆しておいた方が

> よろしいでしょうか？

——>よく考えると、今更確認しても名称変更ができるわけではないでしょう。(少なくとも、10月か11月の教授会での検討事項でしょうから)

僕にとっては非常に寂しいことですが、加筆しておいてください。

吉井康雄

---

送信者： 大山 裕美  
日時： 2002年12月17日 20:49  
宛先： vasuo.yoshii@erieu.se  
CC： 宜福 弘樹  
件名： Re: 2003年度『履修のてびき』を受け取りました。

---

吉井先生

私自身理解不足のため、何とお答えすればよいのかわかりません。申し訳ありません。  
先ほどのメールは樋口先生に転送させていただきましたので、もしかすると何かご返答があるかもしれませんが、吉井先生がよろしければ『情報経営論Ⅰ』『情報経営論Ⅱ』を加筆させていただきます。  
何度もご連絡をありがとうございました。

大阪経済大学  
教務部 大山裕美

---

送信者： Yasuo Yoshii  
日時： 2002年12月17日 21:16  
宛先： 大山 裕美  
件名： Re: 2003年度『履修のてびき』を受け取りました。

---

大山裕美さま

了解しました。

吉井康雄

---

送信者： Yasuo Yoshii  
日時： 2002年12月20日 23:52  
宛先： 大山 裕美  
件名： Re: 2003年度『履修のてびき』を受け取りました。

---

大山 裕美様

講義計画を作成しているのですが、次の件について教えてください。  
経営学部では2部が存続するということは、広報の資料で承知していたのですが、  
2部もセメスターが適用されるのですか？  
僕の記憶ではされないのでは？というあやふやな状況です。  
書き出しの部分のみ影響を受けるので、  
2部には セメスターが適用される／されない  
について連絡ください。

よろしく申し上げます。  
吉井康雄

---

送信者： 北村実 (kitamura)  
日時： 2002年12月24日 9:37  
宛先： Yasuo Yoshii  
件名： 報告などーそちらはいいかがですか？

吉井先生

ごぶさたしています。

去年の今ごろ、学部長選出に付き先生にご支持いただきましたので、時折学部の様子を報告しなければならないと思いつつ、今日まで来てしまいました。4月から8ヶ月ですが、それだけ忙しくしていたのだとご勘弁下さい。今日で、大学公式行事は仕事納めですので、先生にメールしようと早朝出勤しました。

①膠着状態にあった2部改革は、4月段階で経営学部教授会の合意を得たものの、その後全学合意(教養)に苦勞しました。幸い、理事長の強い支持をいただき、10月中旬決着しました。「学生も社会人もフリースタイルで賢く学ぶ・イブニングスクール」というキャッチコピーで新生2部のパンフレットもでき、この改革は日経夕刊一面でもけっこう大きな記事になったりしました。教育の質の確保、授業管理と言う従来「大学」に馴染まなかった課題を追求しなければなりません。

②夏前に、大阪府職業能力開発課から話があり「中高年求職者の職業訓練講座」を企画しました。紆余曲折を経ながら、新年1月から3月にかけて「ビジネス開発コース」と「ビジネス法務コース」をスタートします。ハローワークで大阪府が募集したところ、開発10名、法務20名の受講が決まりました。各コース160時間ほどのけっこう重い訓練です。受講者の経歴も「重い」ので、それこそ質が問われます。しかし、2部改革と同じ理念ですので進むことにしました。なおこの講座は、上記のような社会性と私学としての収益性をともに充たすものとして企画しました。本学の学外者対象講座がほとんど持ち出しだったことからすると、十分すぎる収益性(国の補助金)があり、次年度の繋げるつもりです。

③夏前に新任人事枠4名について審議を開始し、7月から9月まで「財務会計論」「経営組織論」「企業取引法」「財務管理論」の4科目に付き公募をしました。合計100名を越える応募がありました。2年前、朴さんと吉垣さんを採用したのと同じように、各科目2~3名のプレゼンをお願いし、最後に各審査委員会が1名に絞り教授会投票にかける方式で行いました。財務管理論はもともと応募者が少なかった(10名余)こともあり、審査委員会の最終結論は、該当者なし、でした。経営組織論は、関口氏(33歳、学部東大。長銀を経て現在ワシントン大学大学院)、企業取引法は藤嶋

氏(27歳。学部・院とも中央大)がともに満票で専任講師としての採用が決まりました。財務会計論は、賛成が1票のみその他全て「否」という前代未聞の結論になり採用に至りませんでした(この間の経過はご帰国後お話しします)。

④入試につき、経営学部独自入試として、1部ビジネスキャリア入試と2部社会人入試(2月)を決め、前者は11月に終わりました。19名の入学を決めました。2部社会人入試はこれからです。

⑤理事会から、2003年度から2005年度の中期計画案が示され、また連絡協議会も意見集約をすすめるなかで、12月の教授会で経営学部の中期計画の承認を得ました。これまでの、改革方向を維持発展させ、2004年にビジネス法学科、2005年に経営大学院を開設することを柱としたものです。現学部執行部と新執行部が合同で提案したのですが、大きな異論なく承認されました。ビジネス法学科については長年の懸案でしたので、理事長のご支持と共に教授会承認を得られたことを喜んでおります。

⑥先に次年度の学部長選挙がありました。ご苦労いただき1票差であった昨年とは違い、2,3票を除くその多数のご支持を得て再選されました。なお、この夏以来、学部長理事制を導入されています。執行部を入れ替え、山田文明さんに副学部長、朴さんに補佐をお願いしました。

先日、若手と樋口、二宮氏その他「打ち上げコンパ」みたいなことをしました(樋口、二宮さんとも良好な関係です)。その際、「短期間にたくさん仕事をされましたね」という若手君の言葉に、ちょっと目頭が熱くなる思いがしました。1年前の学部長選挙から「こと」は始まりましたが、十分先生と相談の機会を得ないまま進めましたので諸点につきご不満があるかと思いますが、ご寛容いただき次年度以降もご協力下さいますようお願い致します。

ご帰国後、主に大学院構想に付き先生のご意見をいただくつもりでおります。理事長は、北浜の大阪証券取引所新築ビルに大学院用サテライトキャンパスを構想されているようです。よろしくお願ひいたします。

そちらの気候はどのようなものか存じませんが、お体大切に、ご帰国をお待ちいたします。

2002年12月24日 北村實

---

送信者: Yasuo Yoshii  
日時: 2002年12月24日 21:06  
宛先: 北村実 (kitamura)  
件名: Re: 報告などーそちらはいかがですか?

---

北村先生

本当に丁寧なお便りありがとうございます。  
この1年、大変なご努力であったと感じました。  
私の遠く及ばない構想が進んでいるように感じられます。

私自身は1匹狼のような存在になっていますので、学外の仕事をとおして大学に貢献したいと考えています。  
現在、日本VE協会のCouncilorと(社)全日本能率連盟管轄のコンサルタント分野の委員長を依頼されています。  
この仕事が私の今後の活動のベースになると思います。これをとおして産学協同の輪を広げていきたいと考えています。

また、帰国しましたら宜しくご指導ください。

先生はじめご家族の皆様のご健勝とご多幸をお祈りしております。  
どうぞ良いお年をお迎えくださいませ。

吉井康雄 拝  
宛先: yasuo.yoshii@eri.u.se  
CC: 大川 裕美  
件名: Re: 来年度のコマ配置等について【大阪経済大学】

吉井康雄先生

いつもお世話になっております。

1月もはや半月が過ぎてしまいました。吉井先生からメールをいただいているのを確認していたのですが他の事でバタバタしておりご返事を出すのをすっかり忘れておりました。大変申し訳ありませんでした。

(1)の件は草福の誤りです。申し訳ありません。経営学部第2部新カリの正式科目名は「情報経営論Ⅰ」「情報経営論Ⅱ」です。大山さんにも確認しておきます。

(2)上記第2部の科目を土曜日でご担当いただいてもよろしいでしょうか？そうしていただけると大変助かります。現時点で土曜日の「Ⅰ・Ⅱ限」には新カリ科目が配置されていない状況です。よって、【土曜Ⅰ限】(春・秋)でお願いできますでしょうか？

(3)Ⅱ部のセメスターについては、適用されるか否かについて

基本は2003年度経営学部第2部に入学した学生のみがセメスター制となります。ただし、経営学部第1部・第2部の学生にも旧カリに配当されていない(対応する科目がない科目)は受講できるように履修規程を変更する予定となっております。しかし、あくまで経営学部第2部新入生以外は【通年制】で、半期完結科目を受講しても成績発表は学年末1回のみとなります。

以上、よろしく願いいたします。

また何か疑問点などがありましたらご連絡下さい。

教務部 草福

---

送信者： Yasuo Yoshii  
日時： 2003年1月16日 18:25  
宛先： 草福 弘樹  
件名： Re: 来年度のコマ配置等について【大阪経済大学】

---

草福 弘樹様

早速ご連絡ありがとうございます。

この数日、自宅で作業していたため、返事がおくれましたこととお詫び申し上げます。

ご回答の件はすべて了解しました。(土曜日のことも・・・)

16日までに送付すべき資料は旧フォームで既に作成しており、現在あたためていたのですが、送付するのを今週土曜日にさせていただきますか。

この2日、期限の厳しい作業をしているため、最終確認の時間がとれないのです。よろしく願いいたします。

吉井康雄 拝

---

送信者： 草福 弘樹  
日時： 2003年1月16日 18:58  
宛先： yasuo.yoshii@eri.u.se  
件名： Re: 来年度のコマ配置等について【大阪経済大学】

吉井先生

いつもお世話になっております。

いろいろとご無理をお願いして申し訳ありません。土曜日の第2部をご担当いただけるとのこと、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

シラバスの提出日の件につきましては、藤原広太郎さんが担当されておりますので、連絡しておきます。

ご連絡、ありがとうございました。

大阪経済大学

教務部 草福弘樹

---

送信者： 藤原 広太郎  
日時： 2003年1月21日 9:14  
宛先： yasuo.yoshii@eri.u.se  
件名： Re: 資料送付の件

---

吉井 先生へ

講義計画を確かにお受け取りしました。  
ありがとうございました。

---

藤原広太郎

---

送信者： 樋口克次 (guchi)  
日時： 2003年2月24日 15:57  
宛先： vasuo.yoshii@eri.u.tsu.ac.jp  
件名： 2003年度講義担当の件

吉井先生

いかがお過ごしでしょうか。

もう少しでお会いできるかと思うと、「ゾクッ」とします。

こちらは楽しみにしておりますが、先生には帰国が近づき、何かとお忙しく毎日をお送りのことと推察いたします。

ところで、昨年末先生の2003年度の担当科目を決めさせていただきました。

確認させていただきますと、

I部：経営情報論(春学期)、木曜1・4限

情報ネットワーク論Ⅰ(春学期)、土曜2限

情報ネットワーク論Ⅱ(秋学期)、土曜2限

情報バリュー・エンジニアリング(秋学期)、木曜1・4限

演習Ⅰ(秋学期)、木曜3限

Ⅱ部：情報経営論Ⅰ(春学期)、土曜6限

情報経営論Ⅱ(秋学期)、土曜6限

でした。

改めてメールさせていただきましたのは、1コマ4単位の追加をお願いするためです。と申しまして、ご担当をお願いするコマは演習です。

2002年度(2回生)の受講生急増への対応で、非常勤の先生方に演習をお願いいたしましたが、突然演習の継続が困難になった方が発生いたしました。

お話をお伺いいたしましたところ、就職上の問題とのこと、致し方なく承認いたしました。

演習Ⅰを分割することも考えましたが、お話の中で、その方(神戸大学大学院をご出身の中村清さん、元毎日新聞記者)の1年間の演習の内容が、国際経営論のテキストを利用した輪読が中心であることがわかりました。そこで誠に申し訳なく存じますが、吉井先生以外にご担当いただける方は居られないと考え、教授会で紹介し、了承を得ました。なにとぞご了承いただきますようお願いいたします。ご負担は2003年度の演習Ⅱと2004年度の卒業研究です。お帰りとともにすぐに演習ⅠからⅢまでをご担当いただくこととなります。

2003年度は5コマ、2004年度は6コマになりますが、2004年度には科目のところで調整させていただきたいと考えております。

どうかよろしくお願い申し上げます。

なお学生には3月中旬に説明を行い、4月から先生の演習生として学べるようにしたいと考えております。

経営学部 カリキュラム担当 樋口克次

---

送信者 : Yasuo Yoshii  
日時 : 2003年2月24日 21:00  
宛先 : 樋口克次 (guchi)  
CC : kusafuku (苴福 弘樹); 北村実 (kitamura)  
件名 : Re: 2003年度講義担当の件

樋口克次先生

ひさしぶりのご連絡ありがとうございます。

「国際経営論のテキストを利用」とか、この件については、経営学ご専門の先生が沢山おられるわけですし、私の当該科目ではありません。

教授会で決めたから、といって、私本人に関係することを欠席裁判のようにお決めになるやり方には怒りを覚えます。

まことに、この件に関してはご専門の経営学、経営管理論などご担当の先生にしていくのが適切かと思しますので、お断りします。なお、このような決め方はしないでください。

吉井康雄

---

送信者 : Yasuo Yoshii  
日時 : 2003年2月24日 21:11  
宛先 : 北村実 (kitamura)  
件名 : 苦情です

北村先生

ご無沙汰しています。

今朝、樋口先生から e-mail がきて、ゼミをもてとのことですが、お断りします。彼ら、といっても教授会で決めたことですが、の決め方は理にかなっているのですか。怒りを覚えます。

私の 2 部の講義名も私には相談がなく、今回のような全く当事者として責任を果たすべき問題に対しても、教授会の結論だ、とは何事でしょうか。

冷静な部分での話しにさせていただきますが、専門性をもっと大切にすべきではないですか。

経営担当の先生、経営管理論の担当の先生など、経営の分野の先生にご無理をいうべきものをこのような決め方はまことに怒り以外の感情を抑えることはできません。

もう少し、よい判断をされる組織にくださるよう心より願います。なお、この件は固く辞退させていただきます。

吉井康雄

---

送信者 : Yasuo Yoshii  
日時 : 2003年2月24日 21:45  
宛先 : 樋口克次 (guchi)  
CC : 北村実 (kitamura); kusafuku (苴福 弘樹)  
件名 : Re: 2003年度講義担当の件

樋口克次先生

私のゼミの進め方を確認してください。私は輪読のスタイルではありません。

小グループにわけてプロジェクトテーマを設定させて運営させています。したがって、こちらへ来る前の過去 2 年間のゼミの運営は、

2 年前ー3 年生 4 グループ、4 年生 4 グループ (これを特に後期は、ゼミの時間以外にグループごとにフォローしています)

1 年前ー4 年生 4 グループ

これをゼミ以外でフォローする形で運営していますから、作業負荷は時間外で普通のゼミ1コマの2-3倍の労力がかかっています。

ゼミ生に対する期待と目標を設定した私なりのゼミのスタイルが全く壊れることになります。

「専門性」「輪読スタイル」これらのことをあわせて再考されることを希望します。なお、重ねて言いますが、この担当はお断りします。

なお、次の文章はどのような意味でしょうか。

「科目」と「演習」の区分からして私が経営学部で貢献したいと考えているビジョンとの調整をお願いしたいと思えます。

> 2003年度は5コマ、2004年度は6コマになりますが、2004年度には科目のところで調整させていただきたいと考えております。

吉井康雄

---

送信者： 樋口克次 (guchi)  
日時： 2003年2月25日 13:24  
宛先： Yasuo Yoshii  
件名： RE: 2003年度講義担当の件

吉井先生

突然のメールまことに失礼いたしました。

演習の追加担当に関する先生のお考えとご意志につき、学部長と協議いたしました。その際、Ⅱ部のご担当予定科目に関しまして、その名称、決め方等につきまして強いご批判をいただいているとの指摘を得ました。

カリキュラム委員会と教授会に諮る必要がございますが、執行部といたしましては、次のように処理をさせていただきたいと考えております。

(1)お願いしてまいりました、追加の演習(演習Ⅱ)のお願いを取り下げさせていただきます。

(2)Ⅱ部の情報経営論Ⅰ・Ⅱのご担当につきましても、先生のご批判とご意志を尊重させていただき、別の担当者への差し替え又は不開講とさせていただきます。

研究にまい進されておられます先生に失礼の數々、どうかお許しください。

お元気でご帰国されますことを期待しています

樋口克次

---

送信者： Yasuo Yoshii  
日時： 2003年2月25日 18:03  
宛先： 樋口克次 (guchi)  
CC： 北村実 (kitamura); kusafuku (草福 弘樹)  
件名： Re: 2003年度講義担当の件

樋口克次先生

早速お返事ありがとうございます。先生のご回答の内容は理解しました。

演習の追加担当の件ははずしていただく趣旨(カリキュラム委員会と教授会にはかつたうえで)、ありがとうございます。

なお、私自身、感情が判断より先に優先していますので、失礼な文意があるかもしれませんが、対象となる本人に事前の相談もなく、教授会で了承されたから宜しく、といった論調では私でなくても当該する本人には失礼であると思えます。日本を離れていますから状況を判断する情報にも欠けているわけですからなおさらです。

なお、次の文章は判断ミスではないですか。

> (2)Ⅱ部の情報経営論Ⅰ・Ⅱのご担当につきましても、先生のご批判とご意志を尊重させていただき、別の担当者への差し替え又は不開講とさせていただきます。

これは、行き過ぎた判断ではないでしょうか。

私が担当している科目を、先生がコントロールされるような趣旨の説明はよくないと思えます。この説明の判断でいけば、カリキュラム委員会と教授会が担当の先生の意思に関係なく処理をしていく、ということになります。

「Ⅱ部の情報経営論Ⅰ・Ⅱ」は、名称変更の件であって、名は体を現す、ということですから、私には事前確認がほしかったのですが、実務的に困難な時間帯と判断したので了解しています。したがって、当然、講義する体制をとっています。これは当然の義務と責任でしょう。

次に、

「別の担当者への差し替え又は不開講とさせていただきます。」

このような判断は先生の一存、あるいは(私からみた正しく機能している)カリキュラム委員会と教授会の名のもとで許されるのですか。

先生のご担当科目を無断で先生以外の先生に差し替える、あるいは、不開講にする、といっているのと全く同じことではないでしょうか。

私のこれらに対する判断基準は、「公明正大」「公平無私」です。ただし、主観を客観化する努力をしていますが、偏っているかもしれません。

無理すべき状況と内容のときは、当然、運命共同体として頑張りますし、頑張っているつもりです。

なお、3月31日には帰国しますので、4月にはいりましたら、意見交換すべきところ、状況未確認の私が反省すべきところなどをしましょう。

この1年は先生方のお忙しい苦勞からはなれて研究に没頭させていただいているのですから、感謝の気持ちとともに帰国後はまた大学および学生諸君へのサービス向上に努めたいと思っています。

なお、総括責任者である北村先生、実務処理の判断をされる草福さんには前回同様配送しておきます。

吉井康雄 拝

---

送信者： Yasuo Yoshii  
日時： 2003年2月25日 18:22  
宛先： 北村宏 (kitamura)  
件名： Re: 苦情です

---

北村先生

このe-mailをみて、お願いの文章か否か、ともう一度樋口先生の文章を読んだのですが、意思確認と理解されます。しかし、文章の流れは意思確認のレベルをこえているように思います。

とにかく日本に帰ってから自分の果たすべき責任を果たす、ことにします。

吉井康雄

---

送信者： 樋口京次 (euchi)  
日時： 2003年3月7日 18:52  
宛先： yasuo.yoshii@eri.gu.se  
件名： Ⅱ部情報経営論のご担当に関して

吉井康雄先生

メールありがとうございます。ご返事が遅れましたことどうかお許してください。

2月25日付けの先生のメールを読ませていただいて、メールでは埋められない距離を感じました。

(1) 演習の担当依頼に関しましては、これまで演習を変わられるのは、ご病氣やなくなられた場合が多く「困ったときはお互い様」という考えがございました。安易に先生にお頼みいたしましたこと、改めてお詫び申し上げます。

もちろん専門が異なっていた場合は問題外ですが、先生は(私の聞き違いでなければ)国際経営コンサルタントであるとおっしゃっておられたこともあり、海外研究を通して研究や様々な見聞を深められた先生になら、お引受けいただけるものと考えました。

演習の件に関しましては教授会で事情を報告し、先生にご担当をお願いする件に関しましては白紙とさせていただきます。どのように措置ができるか現在未定でございます。

(2) もう一点の件ですが、先生は出発点のところで大きな誤解をされておられます。まず「私が担当している科目」とおっしゃっておられますが、そうした概念はⅡ部には基本的にはございません。先生がおっしゃる話はⅠ部の話でありまして、昨年先生も参加されておられたときに、Ⅰ部と連動したⅡ部という概念は終わりました。広く社会人の再学習を対象として、独自色をベースに存続していくことになったのです。Ⅰ部に専念する方はそうなさってもよいことになりました。Ⅱ部は完全に教育を売る場になりました。

カリキュラム編成と担当者の自由化が進められました。と申しましても、Ⅱ部をご担当いただく先生には積極的にご担当をお願いいたしました。Ⅱ部存続に消極的で、ご担当の意思をお示しいただかなかった先生や科目の適合がうまくいかない先生におかれましては、科目担当がⅠ部に限定されることになっています。これまでと全く異なって、Ⅰ部にはない科目が多数開設されています(すべて開講することはできませんが)。Ⅰ部の担当者が自動的にⅡ部の担当者とはなっていないのです。(2003年度、Ⅰ部専任のうち6名の方が新Ⅱ部を担当されません)

ある専任の方から新Ⅱ部での科目名称に関しまして問題提起があり、1カ月にわたり議論をしまりました。名称変更がおかしいとの指摘でした。その議論の中で繰り返しⅠ部の科目とⅡ部の科目はその名称が異なることがありうること、またⅠ部に見られる、科目と担当者との連動性はⅡ部にはないことを説明してまいりました。結果といたしましてこの新カリキュラムは2003年度不開講となり、旧科目として旧担当者が開講することになりました。この「情報経営論Ⅰ・Ⅱ」に関しまして、同様の議論が当てはまるものだと判断しております。

この時期に至って担当者を差し替えることは大変困難なことです。科目名称変更のお申し出を今お受けすることはできません。またこの時期にその議論を繰り返すこともできません。申し訳ございませんが先生のご不満を考慮させていただきます。2003年度のⅡ部新科目「情報経営論Ⅰ・Ⅱ」は不開講とさせていただきますと考えています。12日の教授会で提案し、了解が得られましたら、19日に学生たちに掲示いたします。

研究生活に没頭されておられる先生に余分なご心配をおかけいたしましたこと、改めましてお詫び申し上げます。元気に帰国されますことをお祈り申し上げます。

経営学部 樋口克次

---

送信者： Yasuo Yoshii  
日時： 2003年3月7日 21:02  
宛先： 樋口克次 (suchi)  
CC： 北村実 (kitamura); kusafuku (苮福 弘樹)  
件名： Re: Ⅱ部情報経営論のご担当に関して

樋口先生へ

私はこの文章を読んで大変不愉快な思いをしています。

経営学部のこれからの方向とその運営に教授会をとおして参画している1人として経営学部の今後の運営に大きな疑問をもちます。

国際経営コンサルタントの件ですが、事実そうです。ICMCI の認定コンサルタント(通産省の支援のもとで、全日本能率連盟が運営)であり、私は昨年4月からこの分野の委員長を依頼されています。資格取得の目的は、私の後半の人生を自分の担当分野をとおして社会へ貢献すること。それが結果として大学と学生諸君へのサービス向上につながるであろう、という信念です。

また、委員長を依頼されましたが、これは、その役割をとおして産業界に貢献できるのであれば苦勞をおしむべきではない、と理解して引き受けています。なお、国際経営コンサルタントだから、という発想のまえに、目的は何か、そのために何をサービスすべきなのか、を問うべきではないでしょうか。

この1年で、経営学部は大きく変化したようですね。経営学部の魅力は経営学部にあるのでしょうか、2部にあるのでしょうか、サービスを提供する先生にあるのでしょうか、経営学部のビジョンにありのでしょうか、私は既に過去の人間になってしまっているようです。

>申し訳ございませんが先生のご不満を考慮させていただき、2003年度のⅡ部新科目「情報経営論Ⅰ・Ⅱ」は不開講とさせていただきたいと考えています。12日の教授会で提案し、了解が得られましたら、19日に学生たちに掲示いたします。

このような発想は、私の今までの人生のプロセスではでてこない発想です。私のほうからお断りします。なお、担当科目のコマ数の過不足の責任は当然果たす責任があり、最大の努力をします。しかし、この不測の事態によるコマ数の不足に対応する手段を考えることはSwedenにいる私には対応不可能です。仮に不足が生じる場合、どのように対応するかは学部の責任者である北村先生をとおして事前にご連絡くださることを強く希望します。

吉井康雄

---

送信者： 北村実 (kitamura)  
日時： 2003年3月18日 17:00  
宛先： Yasuo Yoshii  
件名： 2部授業の件その他

吉井先生

ごぶさたしています。その後、連絡せず申し訳ありません。

樋口先生とのメールを拝見しておりました。

おっしゃるように、経営学部は大分変化しました。年末に申し上げたようないくつかの改革議論を経て、むしろ本学の中心学部になりつつあると「自負」しています。

この間の、私の報告が緩慢であったため、先生に十分情報提供できていない部分があったようです。その他の点はお帰りの後としますが、2部改革を通す過程で「1部教育に専念したい方はそれを認め強制しない」ことが条件となりました。2部廃止論の何人かはこれによって、2部新カリキュラム担当からはずれました。確か、5.6人おられると思います。2部教学の理念を「キャリア形成の支援」に移しましたので各教師の学問・講義という性格は大変薄くなりました。

この間の議論の結果先生は2部新カリキュラム科目を辞退されたと了解しています。しかしそれでは、就業規則上の義務履行ができません。そこで、勝手ながら、2部旧カリキュラム科目の「情報管理論」を昨年までのように開講いただきたく存じます。旧カリ開講がなくなる2.3年のうちに、新カリの科目名、担当問題も解決策を探って行かざるを得ません。御了解下さい。

それから、これは非公式情報です。

本日法人理事会、評議員会がありました。遠隔地居住者の問題が評議員から提起されるとの情報を得ていました。「これで専任教員が務まるのか」といった質問だと思います。最近法人評議員会は活発です。学内名簿で公表されているので、しかたありません。経営学部では先生だけです。回答案を用意して臨みましたが、幸い時間切れで今回提起はありませんでした。本学に、居住地を制限する就業規則なり法人の基準はありませんから形式「違反」ではありません。教員人件費や教員義務論が今後議論になりうと思っています。下手な回答をするより先生のご事情をお聞きした上のほうがよかったと思っています。

諸般のこと、ご帰国後早期に御相談させていただきたく存じます。

よろしく願いいたします。

北村

---

以上がSwedenでの研究期間中の執行部・教務部とのやりとりの経緯

---

平成17年(三)第10015号  
地位保全仮処分命令申立事件  
債権者 上 諺 衛  
債務者 学校法人 大阪経済大学

主 張 書 面 (1)

平成17年4月21日

大阪地方裁判所 第5民事部 保全3係 御中

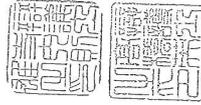
上記債務者代理人

弁護士

寺 内 則 雄

同

高 橋 英



記

債権者は、学校教育法第59条により設置された教授会を大学管理上の管理機関として位置づけ、同教授会の審議の結果について、理事会は基本的にこれらを受け容れる立場にあり(債務者も審議の結果を尊重することに特段異を唱えるものではない)、審議の結果に反し業務決定ができず、本件教員人事について教授会の審議の結果(「特任教員候補者」決定)に反することは「大学の自治」を無視する違法且つ無効なものであるし、また、特任教員制度は定年制導入の代替措置で身分制度として確定しているとの前提に立って、債権者について特任教員の適用を拒否することは人事権の甚だしい逸脱で違法であると主張する。債務者のこれらの点に関する反論は以下のとおりである。

第1 「特任教員に関する規程」(以下「特任規程」という。甲2の1)について  
1 制 定 経 緯

(1) 債務者 学校法人 大阪経済大学(以下、債務者大学という)では、教職員の定年の明確化を図るため、昭和42年9月に「職員定年規程」(乙8)が制定され、教員(体育実技の教員を除く)の満70歳定年制が実施される一方、教育研究と老後の救済(下線部は、注意喚起のため債務者代理人記入。以下、同じ)を目的として、定年後も「専任教取教員」として残ってもらう取扱が行われてきたところ(乙9～11)、この「専任教取教員」について整備されたのが「特任規程」であり、同規程は経済及び経営両教授会(当時、人間科学部の前身である教養部は、独立した学部ではなかった)の合意を得て理事会において制定したものである。つまり、「特任規程」の整備化は、元々、昭和52年(1977年)11月2日に開催された評議員会と理事会において経営事項として発議されたことを嚆矢とし(乙9～10)、その後教授会の合意(乙11～12)を得ているとは言え、最終的に理事会の決定に基づくものであることは上記制定の経緯から明らかなのである(特任教員制度は、債権者が主張するような定年制導入の代替措置ではない)。もっとも、この「特任規程」の整備化(成文化)は、専ら教授会において行ったものであり、本件で問題となっている「任用を決定する」との文言は、当時の教授会が最終的には特任教員の再雇用を理事会が決定するものであることを当然のことと理解していた。このことは、「専任教取教員」も特任教員も今日まで終始一貫して理事長名にて辞令が交付され(乙13～14)、しかも、この辞令について各学部教授会から何ら異議の申立がなかったことからしても、各学部教授会において特任教員の採用権限が理事会に帰属していたことを認めていたことからも明らかである。いずれにしても、「任用を決定する」との文言が誤解を受けような表現になっているのは、当時教授会が「任用」の法的意味を正確に理解していなかったためと推察される。

更に、「特任規程」は、元々、前述のように定年退職後の教員に対する恩恵的な制度として成文化されたものであることは疑問の余地のないところであり（基本給も現在の規程と異なり、従前の給与額が支給されており、定年制導入の代替措置でないことはこのことから明白である）、債権者が主張するように、教授会の決定が即ち特任教員の採用決定を意味するとするのは、この制度本来の趣旨を無視した余りにも御都合主義的であるとの批判は免れない。

加うるに、債務者大学では就業規則（甲4）における人事の通則として「教員の人事は、教授会の意見を聞いて行う」と定められているが（同規則5条第2項）、定年後教員についてのみこの原則の例外的措置を講ぜられなければならない合理的根拠を見出すことは困難である。

してみると、「特任規程」は、高々特任教員採用時における就業規則に定めるところの「教授会の意見を聞く」場合の教授会としての意見決定における具体的な手続を定めたものに過ぎないといわなければならない。

(2) 以上の経過の基に制定された「特任規程」は、3年の任期の外、更に2年の更新が可能となっていた（乙15）。しかし、同規程は将来の債務者大学の財務的負担や若手教員の採用に問題があったため、平成元年（1989年）、法人業務の円滑、適正な運用を図るため、理事会に付議する事項や同会から付託された事項を協議のため設けられた「学内理事会」（乙16）において、同規程の改正が粗上に載せられ（乙17。同疎明中、改正案は理事会の承認が必要と明記されている点は留意されなければならない）、その後各教授会（人間科学部はその時点で存しない）の合意を得て、同改正案は平成8年（1996年）5月13日開催された「学内理事会」において承認された（乙18。なお、改正の要点は、将来の定年退職者が多数になることや、高齢者の健康状態を配慮し、若い教員の増員と特任教員の給与の見直しを踏まえた任用期間を3年に改定するもの。乙17参照）。なお、この承認

された「学内理事会」において、「特任規程」に理事会との手続の規定事項がないことについて問題となったが、同規程第6条において労働条件等について、「別に定める」と規定されていることから、就業規則との関連について説明が付くということでも了承された経緯がある（乙18）。この改正手続きの経過からしても、理事会が「特任規程」を最終的に制定を決定し、延いては「任用を決定」するのが最終的に同理事会にあることの証左といわなければならない。

(3) 更に言えば、「特任規程」の末尾には「1996年3月27日教授会承認」という文言が記載されている（甲2の2）が、同記載は、上述のように理事会が同規程の制定を最終決定するに当たり、教授会が意見を述べるための内部的な手続における承認＝決定を意味するに過ぎないことは明らかである。このことは、私立学校法第36条第2項において学校法人の業務は理事会の決定権限とされているところ、特任教員の採否（再雇用）は、将に学校法人の業務に含まれる事項であり、教授会の内部決定手続を定めたに過ぎない規定によって、私立学校法上理事会に認められている権限を制限することによって、「特任規程」における「特任教員としての任用を決定する」（同規程第5条第1項第5号）との規定は、正しくは「特任教員としての採用を理事会对して要請することを決定する」という意味であることは疑問の余地はない（乙2の第6条4項はこのことを裏付けている）。このように解することによって、特任教員の採用（再雇用）について、教育という専門的分野である「教学」面に関連するということとで教授会に対し一定の関与を認めつつ（債務者側からすれば教授会の決定を尊重すること）、就業規則第5条との整合性もはかれると言わなければならない。

換言すれば、理事会は、特任教員として採用するか否かにあたって、教授会の「教学」面からの判断を踏まえ、「経営」面から総合的に判断すること

は私立学校法の基本的スタンスである。理事会が人事権の行使について、教授会に対し一任し、その決定に一切関与できないと解することこそ、私立学校法の趣旨を投却するものと言わなければならない。

## 2 小 括

以上、「特任規程」の制定・改正過程からして、同規程における「特任教員としての任用を決定する」との法的意味は、単なる審議機関たる教授会における審議（選考）決定を意味するに過ぎず、理事会を拘束するものでないことは明らかである（債権者も教授会が審議機関にすぎないことは自認するところである）。

## 第2 特任教員の選考（決定）の実態と再雇用決定権者について（乙19）

### 1 特任教員推薦委員会における審査の形式性

教授会が、「特任規程」に基づき、特任教員としての採用を理事会に要請することを決定（特任教員候補者の決定）するに当たり、同規程では、その候補者決定は特任推薦委員会が「特任教員候補者」を推薦すると定められているのであるが（同規程第4条第2項）、当該委員会は、必ずしも「教員」面に優れた業績のある者を「特任教員候補者」として推薦するか否かを実質審査しておらず、「特任教員任用基準」に該当するか否かの形式上の判断をしているにすぎず、本人が特に反対の意向を示さない限り、推薦してきているというのが実態である（債権者が主張するように、およそ慎重な手続を経て決定されているとは言えない）。つまり、「特任教員任用基準」は、特任推薦委員会が推薦に当たって考慮する単なる資格を定めたものに過ぎない面しかなく、同委員会は、この基準に合致すれば、平成17年度における債権者を含め、わずかの審査時間（平成17年度は対象者3名について5分足らず）である。債権者は既に採用されていた教員についての審査であるからと主張されるのであろうが、それでは定年後の採用の必要性は全く判断の対象と

されていないと言わなければならない）で推薦を行ってきており、そこでは「経営」上の観点は全く考慮されていない（乙19）。

### 2 教授会における選考（決定）の形式性

更に、教授会における「特任教員候補者」の選考（決定）は、「特任規程」によれば、「当該教授会は、推薦された候補者について特任教員としての任用を決定する。」とされているが（同規程第5条第5号）、同選考（決定）（その意味は既述のように理事会に対する採用要請の決定）は単に特任教員推薦委員会の推薦を形式上追認するだけというのがこれまでの実態である。しかも、人間科学部教授会における特任教員候補者決定は専ら「教員」面のみからの判断であり、債務者大学の「経営」的側面は全く考慮されていないのである。

3 しかし、私立学校法上、「経営」面については、学校法人の業務の決定権限を有する理事会の専管事項となっているものの、理事会は、「教員」面についても全く関与できないということではなく、教授会の判断を尊重した上、教授会における審査対象外の「経営」的な観点や本人の資質等全人的要素を総合勘案して、特任教員の採用を決定することができると解するのが相当である（私立学校法36条2項参照）。とりわけ、上述のような「特任教員推薦委員会」の推薦、教授会における選考（決定）の実態に徴するとき、理事会において採用（再雇用）を実質的に決定できると解さなければならないことは、私立学校法の法体系からして当然と言わなければならない。

## 第3 特任教員の選考（決定）の法的意味合いについて

1 上述のように、特任教員の再雇用について理事会がその決定権限を有していることは明らかであるが、この点は措くとしても、債権者が主張する特任教員制度が身分制度として確定していたか否か、換言すれば債務者大学において教授会が定年退職した教員について「特任教員候補者」で選考（決定）すれば当

然に再雇用されるということ（債権者のいう身分制度）が「事実たる慣習」として存したか否か問題となる余地があるので以下この点を若干敷衍して主張しておきたい。

2 とところで、労使間で慣例として行われている労働条件等に関する取扱いである労働慣行が「事実たる慣習」となっているというためには、同種の行為または事実が一定の範囲において、長期間反復継続して行われており、労使双方が明示的に当該慣行に因ることを排除、排斥しておらず、当該慣行が労使双方（特に使用者側においては当該労働条件の内容を決定しうる権限を有する者あるいはその取扱いについて一定の裁量権を有する者）の規範意識に支えられていることを要するところ（東京地裁 平成13年7月13日決定等。乙20～22）、債務者大学では定年退職した教員は後述のように必ずしも全員が特任教員として採用されているわけではないので定年退職者全員が当然に再雇用されるという意味での「事実たる慣習」が存在しないことは言うまでもないことであるが、更に、教授会における「特任教員候補者」の審議（選考）決定が債権者主張のように理事会によって拒否されたことはないとの点も後述のように正確でないことからすれば、教授会決定が再雇用の決定であること、「事実たる慣習」として認めることはできないと言わなければならない。加えて、特任教員の採用を決定しうる権限を有する理事会（理事長）自身においても、特任教員に対する辞令が「理事長」名でなされてきていることから、特任教員の最終雇用権者は理事会にあると明確に意識しているのみならず、平成17年度における教授会の「特任教員選考候補者」の選考（決定）過程での特任教員推薦委員会が「可否いずれの判断をするにしても、教授会、理事会には明確な根拠を示す必要があるので、・・・」（乙23）としているように、教授会決定が再雇用の決定を意味するとの規範意識は教授会にも理事会にもなかつたと言わなければならない。

3 特任教員に採用されなかつた実例の存在

債務者大学において、最近15年間で、70歳に達し定年退職した教員は30人いるが、このうち7人（債権者を含む）が特任教員に採用されていない。その内訳は、本人の不申請（4人）、申請後取下げ（1人）、特任教員推薦委員会における推薦取消（1人。後述参照）である（以上、乙24）。なお、債権者はこれまで教授会の決定が理事会によって否定されたことは全くなく主張するが、教授会の決定した「特任教員候補者」と理事会の決定が一致した結果にすぎず、却って、教授会が理事会の意を忖度したことによる前記不申請、申請後取下げ、推薦取消の事例に鑑みれば、教授会の決定拒否以前に理事会の意思が反映されていたことを物語り、債権者の主張が正確でないことは明らかである。

#### 4 経済学部における推薦取消の実例

債務者大学の経済学部の某教授について、平成16年10月29日、特任教員推薦委員会においていったん推薦決定がなされた。しかし、経済学部の教授会は特任教員推薦委員会の推薦を単に追認し、特任教員候補者を特任教員として採用することを理事会に対して要請することを決定したとしても、同教授の資質について疑問が提起され、不採用となることが予想されたためか、3度にわたって教授会が開催されたものの結論に至らず、教授会からの要請に基づき、特任教員推薦委員会により再審査が行われ、上記推薦決定を取り消されるに至った（乙25）。

このような経済学部教授会の対応からも明らかのように、教授会における特任教員の採用に関する決定は、決して最終的なものではなく、あくまでも理事会に対し採用を要請することを決定するにとどまるものであって、特任教員の採用に関する最終的な決定権が理事会にあることは、債務者大学では周知の事実であった。

5 以上、特任教員の再雇用制度について、債権者が主張するように身分制度として確立していたとは到底言えないことは明らかである。

#### 第4 債権者に対する特任教員不採用の決定経緯について

1 債権者大学には、業務執行決定機関として理事会が置かれ（寄附行為第13条、14条 私立学校法第36条第2項）、また、法人の業務若しくは財産の状況又は役員（理事及び監事）の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴するための諮問機関たる評議員会が設置されている（寄附行為第25～26条、私立学校法第42条第1項）。これら理事会及び評議員会は学校法人の人事等の業務の決定について重要な役割を担っている。

2 しかし、債務者大学では平成17年度における経済学部、人間科学部の特任教員の人事（経営学部及び経営情報学部は対象者なし）に関し、平成16年10月29日開催の面教授会が開催され、人間科学部教授会は「特任推薦委員会」が債権者外1名を「特任教員候補者」として推薦し、これを受けた同教授会は同人らを「特任教員候補者」として選考（決定）した（乙19）。その後この選考（決定）の情報を得た一部評議員は平成16年12月7日に開催された「評議員会」及び「理事会」において、上記「特任教員候補者」の再雇用について意見交換が行われた（乙26・27）。更に、平成17年（2005年）2月8日開催の学内理事会においても債権者の特任教員採用の是非について意見が提出され、学長選挙管理委員長としての行動が一般社会人としての資質面から問題性が指摘され、再雇用について3月15日開催の理事会及び評議員会で改めて審議することになったが、この15日に開催された理事会は、理事長に再雇用に関することを一任する決議をした（乙19）。

3 理事長は、この理事会決議を受けて、平成17年3月22日午後12時30分頃、債権者に対し、雇用契約は70歳で終了する、再雇用は理事会の決定事項である、新人事制度のもとに若返りを図ってきた特任教員候補者は必ずしも再雇用されるとは限らない等々述べたうえ、債務者大学は債権者の選挙管理委員長当時の言動をも総合勘案して、同人を特任教員に採用しないことに決定し

た旨口頭で伝え、合わせて、非常勤講師として雇用する用意のあることを提案する一方、選挙管理委員長としての不適切な職務執行の点を指摘したことは答弁書において明らかにしたとおりである。なお、この理事長の債権者への通告の後、開催された「学内理事会」において債権者への通告の報告がなされた承されている（乙19）。

#### 第5 特任教員の不採用と仮の地位を定める保全の必要性について

理事会には、上述のように特任教員の採否について決定権があることは明らかであるが、仮に百歩譲って、教授会の「特任教員候補者」決定が特任教員の再雇用を意味し、特任教員として取り扱うことが債務者大学と債権者との労働契約の内容を成し、かつ特任教員として採用しないことが権利の濫用として無効であると認めたとしても、債権者は多額の退職金を受け取っているわけだから、本件仮処分としての申立が認められなければ同人に著しい損害が生ずることもないし、また、就労請求権も認められないことからすれば、債権者が求める「特任教員」としての仮の地位を定める保全の必要性は認められないことは明らかである（債権者に認められる権利は特任教員不採用による損害賠償請求にとどまる）。

#### 第6 債権者の平成17年4月19日付主張書面について

1 債権者は、①教育基本法第6条を根拠に私立学校の教育に従事する教員にも身分保障の法理が適用されること、②学校教育法第59条第1項により設置された審議機関たる教授会の審議の結果に理事会は大学の自治、教授会の自治により拘束されること、③教育公務員特例法は、私立大学に直接適用ないものも参考）にされるべきこと、等々を主張する。

2 しかし乍ら、我国の学校教育の歴史において、私塾や寺子屋などの私的な教育施設の果たした役割は大きなものがあるが、そこにおける教育は、私教育の

立される法人をいうとしており、学校教育法第5条は、学校の設置者は、その設置する学校を管理するものと規定している。したがって、学校法人が、その設置する私立学校を管理するものであることは疑いを入る余地がない。そして、学校法人の意思決定を行う学校法人の管理機関は、理事会であり、学校法人の業務は理事会が決するのであるから、理事会が学校の最高管理機関であることも当然であり、債権者が主張する教授会が管理機関であるとの見解は畢竟独自のものにすぎず失当といわなければならない。

4 更に、私立大学には、教育公務員特例法は適用されず、複教学部を置く大学では、全学的事項を審議するため、評議会が置かれるのが一般で、債務者大学でも、学長、各学部長等を構成メンバーとする「大学評議会」が設置され、教育職員の人事を審議事項としている（甲3の第7条）。

そして既説のとおり、学校教育法第59条により設置されている教授会は単科大学を除き、教授会は大学ではなく、学部に分かれるのが通例であるところ、教員人事等教学に関する全学的重要事項については、「教授会」だけでなく、「大学評議会」の審議を経ることになっている。したがって教授会の審議によって特任教員の再雇用が決定されるというのは牽強附会の誹りを免れない主張といわなければならない。

また、債権者が主張の根拠とする「大学の自治」は憲法の学問の自由の規定に由来するものであるが、私立大学にあっては、国・公立大学と別異に解すべきことは、昭和女子大事件や東京学館高校事件における最高裁判所において既に判示するところであり（前者は昭和49年7月19日判決、後者は平成3年9月3日判決）、憲法の自由権的基本権保障規定が私立学校には適用ないし類推適用されるものでないことは確定した「判例」であることからすれば、債権者の「大学の自治」にかかる主張は本件申立を根拠づけるものになり得ないことは明白である。

5 更に、債権者は、特任教員制度が設置されたのは、1977年（昭和52

最も原型である家庭教育の延長とみられてきたこと、また、現在においても、自然的な親権の作用として、親の子に対する教育権があり（民法820条）、ことから、親の私立学校選択権、そして、親から教育権を信託されたものとしての私立学校の教育の自由があること、さらに、学生・生徒と学校設置者との間の学関係は、私的自治の受容する、私法上の契約関係であることなどから考えて、私立学校の教育は、私教育であると解するのが相当である。教育基本法で「公の性質を持つ」というのも、私立学校設置者が非営利法人であり、私立学校が系統的な学校制度の一環を担っていることを意味するにほかならず、私立学校の教員が「全体の奉仕者」であるというのも、非営利法人に雇用され、系統的な学校制度の中で、教育という職務を行うものであることを意味するにほかならない。また、学校教育法が国・公立同僚私立学校に適用されるのは、系統的な学校制度を確立するためであって、必要欠くべからざる基準を設定したという意味にとどまる。公共性はあるが、国とは性質の異なる私的団体である学校法人の行う教育作用が、国の作用であると考えることはできない。最高裁判所も、学力調査永山中学校事件において、「子どもの教育内容に対する国の正当な理由に基づく合理的な決定権能」を肯定しつつ、他方、親の教育の自由や私学教育における自由を肯定し、さらに傍論ではあるが、公教育制度が国・公立の学校を中心として営まれているものであることを判示している（最高裁 昭和51年5月21日判決。判例時報814号）。この最高裁判決は、私立学校の教育が私教育であるとする考え方に立つものと解される。いずれにしても、債権者がするように教育基本法第6条の規定により私立学校が公共性を有するからといって、直ちに私立学校を国又は公共団体と同視したり、私立学校振興助成法による補助金等の支払があるからといって、直ちに私立学校を国又は公共団体と同視することはできないことは明らかである（東京地裁 平成3年5月27日判決。判例時報1387号）。

3 次に、私立学校教育法第3条は、学校法人とは、私立学校の設置を目的として設

年)であり、本人が希望すれば自動的に特任教員に就任することができたとするが、それでは、債務者大学の人事権は全く排除されているということであり、全く根拠のない主張である。更に、債権者は、債務者大学の意思を離れ、「教える権利」を有しているとか、学生が特任教員から教育を受ける権利を有していることを前提に種々主張しているが、いずれも私立学校法を無視する独自の見解に基づき誤ったものであることは多言を要しないところである。

以 上